

建築基準法の一部改正に伴う記載の補正について

1. 概要

- ◆ 都市緑地法等が一部改正^{※1}され、都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するため、都市計画法及び建築基準法においては、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める田園住居地域が創設されました。（平成 29 年 5 月 12 日公布、平成 30 年 4 月 1 日施行）
- ◆ 建築基準法の一部改正により、建築基準法別表第 2 各項に規定される用途地域内の建築物の制限の構成が変わりました。
- ◆ これに伴い、地区計画（地区整備計画「建築物等の用途の制限」）において、建築基準法を引用しているものに項ずれが生じることから、同法文との整合を図るため、地区計画一覧に掲載している地区計画の記載を補正します。

※1 都市緑地法等の一部改正（平成 29 年 5 月 12 日公布）

都市緑地法・都市公園法・都市開発資金の貸付に関する法律・生産緑地法・都市計画法・**建築基準法**・屋外広告物法・土地収用法・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法・自衛隊法・駐車場法・中心市街地の活性化に関する法律・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律・新住宅市街地開発法・首都圏近郊緑地保全法・近畿圏の保全区域の整備に関する法律・幹線道路の沿道の整備に関する法律・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律・都市再生特別措置法・景観法・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、総合特別区域法、東日本大震災復興特別区域法、都市の低炭素化の促進に関する法律、首都直下地震対策特別措置法、国家戦略特別区域法

2. 建築基準法の一部改正による法別表第 2 の項ずれ（概要）

項	変更後	項	変更前
い	第一種低層住居専用地域内	い	第一種低層住居専用地域内
ろ	第二種低層住居専用地域内	ろ	第二種低層住居専用地域内
は	第一種中高層住居専用地域内	は	第一種中高層住居専用地域内
に	第二種中高層住居専用地域内	に	第二種中高層住居専用地域内
ほ	第一種住居地域内	ほ	第一種住居地域内
へ	第二種住居地域内	へ	第二種住居地域内
と	準住居地域内	と	準住居地域内
ち	田園住居地域内 追加	ち	近隣商業地域内
り	近隣商業地域内	り	商業地域内
ぬ	商業地域内	ぬ	準工業地域内
る	準工業地域内	る	工業地域
を	工業地域	を	工業専用地域内
わ	工業専用地域内	わ	用途地域の指定のない区域内
か	用途地域の指定のない区域内		

項
ず
れ

3. 建築基準法の一部改正に伴い地区計画の記載を補正する地区及び補正内容

地区計画（再開発等促進区を定めるもの）

地区計画の名称	建築物等の用途の制限	
	補正後	補正前
天満橋一丁目地区地区計画	法別表第2（ぬ）項	法別表第2（り）項
咲洲コスモスクエア地区地区計画	法別表第2（り）項第3号 及び同表（ぬ）項	法別表第2（ち）項第3号 及び同表（り）項
西梅田地区地区計画	法別表第2（り）項第3号	法別表第2（ち）項第3号
此花西部地区地区計画	法別表第2（ぬ）項 第3号及び第4号	法別表第2（り）項 第3号及び第4号
難波地区地区計画	法別表第2（り）項第3号	法別表第2（ち）項第3号
北浜一丁目地区地区計画	法別表第2（ほ）項第2号 及び同表（り）項第3号	法別表第2（ほ）項第2号 及び同表（ち）項第3号
新町一丁目地区地区計画	法別表第2（り）項第2号 及び第3号	法別表第2（ち）項第2号 及び第3号
茶屋町地区地区計画	法別表第2（り）項第3号	法別表第2（ち）項第3号

地区計画

地区計画の名称	建築物等の用途の制限	
	補正後	補正前
岩崎橋地区地区計画	法別表第2（わ）項第2号 及び第3号	法別表第2（を）項第2号 及び第3号
加島地域駅周辺地区地区計画	法別表第2（り）項第3号	法別表第2（ち）項第3号
長吉東部地区地区計画	法別表第2（り）項第2号	法別表第2（ち）項第2号
南市岡三丁目地区地区計画	法別表第2（ほ）項第2号 及び同表（り）項第2号	法別表第2（ほ）項第2号 及び同表（ち）項第2号
淡路駅周辺地区地区計画	法別表第2（り）項第3号	法別表第2（ち）項第3号
大淀南二丁目地区地区計画	法別表第2（ほ）項第2号 及び第3号並びに同表 （り）項第2号及び第3号	法別表第2（ほ）項第2号 及び第3号並びに同表 （ち）項第2号及び第3号
島屋四丁目地区地区計画	法別表第2（る）項第2号	法別表第2（ぬ）項第2号

地区計画の名称	建築物等の用途の制限	
	補正後	補正前
鶴浜地区地区計画	法別表第2（り）項第2号 及び第3号	法別表第2（ち）項第2号 及び第3号
平野郷地区地区計画	法別表第2（ほ）項第2号 及び同表（り）項第3号	法別表第2（ほ）項第2号 及び同表（ち）項第3号
大阪駅西地区地区計画	法別表第2（り）項第3号	法別表第2（ち）項第3号
三国東地区地区計画	法別表第2（り）項第2号	法別表第2（ち）項第2号
福駅前地区地区計画	法別表第2（ほ）項第2号 及び第3号 並びに同表（り）項第2号	法別表第2（ほ）項第2号 及び第3号 並びに同表（ち）項第2号
高麗橋地区地区計画	法別表第2（ほ）項第2号 及び第3号並びに同表 （り）項第2号及び第3号	法別表第2（ほ）項第2号 及び第3号並びに同表 （ち）項第2号及び第3号
御堂筋本町北地区地区計画	法別表第2（ほ）項第2号 法別表第2（り）項第3号	法別表第2（ほ）項第2号 法別表第2（ち）項第3号
御堂筋本町南地区地区計画	法別表第2（ほ）項第2号 法別表第2（り）項第3号	法別表第2（ほ）項第2号 法別表第2（ち）項第3号
うめきた2期地区地区計画	法別表第2（ほ）項第2号 及び同表（り）項第3号	法別表第2（ほ）項第2号 及び同表（ち）項第3号